

# 福祉医療 制度のご案内

(子ども)

「福祉医療」とは、病院などでの医療費を村から給付する制度です

医療費が給付されるまで

1

受給者証を窓口で見せる

病院などの窓口  
で毎回行います



2

村が医療機関に医療費を支払う



※受給者証を見せることで  
医療費の支払いが0円になります  
(18歳になった年度末まで)  
※マイナ保険証をお使いの場合も  
受給者証を提示してください。



次の場合は、病院で医療費を支払った後 役場で申請してください！

- ① 県外の病院・薬局に行ったとき      ② 受給者証を見せなかったとき
- ③ 学校や保育園等でのケガによるスポーツ共済の対象になる可能性があるとき

## 【注意事項】

◆申請期限：診療月から1年      ◆申請には医療機関が発行する「領収書」が必須です

◆ 安心して医療を受けられるために みなさまへのおねがい ◆

- ☐ 加入している健康保険証が変更になった場合は、必ずご連絡ください！  
→ 医療機関への給付を正しく行うためです。
- ☐ 福祉医療費以外の公費負担医療の受給者証をお持ちの方は、そちらの受給者証も一緒に医療機関窓口で見せてください。
- ☐ 福祉医療費の対象は、保険適用分のみです。差額ベット代や入院等による食事代は対象外となりますのでご了承ください。

